

平成26年度

個人情報の保護及び運用に関する規定

瑞浪市立明世小学校

本校は、個人情報の保護が、基本的人権の尊重であることを深く認識して、個人情報を安全かつ適正に管理・運用し、その保護に務めるため、次のように規定する。

1 個人情報の収集について

- (1) 学校運営及び教育活動上、必要と認められる個人情報に限り、目的を明確にして適切に収集する。
- (2) 収集した個人情報に基づき、児童、保護者、卒業生への連絡を行う。

2 個人情報の安全管理について

- (1) 保有する個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん及び漏洩等を予防するために、瑞浪市教育委員会及び情報課の指導・助言を受けながら、合理的な安全対策を講じるとともに、必要な是正措置を講じる。
- (2) そのために、本校教職員は、研修を行う。

3 第三者への個人情報の提供について

- (1) 個人情報を本人及び保護者の同意なしに第三者に提供することはしない。
- (2) マスメディアや官報等への氏名や画像の公表についても、事前に同意を得る。
- (3) ただし、法律の定める例外（※個人情報の保護に関する法律第23条第1～4項）については、本人の同意なしに情報を提供することがある。

4 個人情報の破棄について

必要のなくなった個人情報については、速やかに適正に破棄する。

5 個人情報保護の見直し・改善について

本校では、個人情報保護に関する取り組みを継続的に見直し、その改善及び向上に務める。

※個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。